

28川こ保第255号
平成28年5月30日

各民間保育所園長様

川崎市こども未来局子育て推進部保育課長

**平成28年度民間保育所子どものための教育・保育給付費等の賞与月（6月
及び12月）の取扱い等について（通知）**

日ごろ、本市の子育て推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、標記給付費等の暫定的取扱いについては、平成28年3月22日付け27川市保第1320号にて通知をしたところですが、この度、賞与月である6月及び12月の給付費等の取扱いについて、昨年度、お問合せを多くいただいた点を踏まえ、次のとおり考え方の整理等を行いましたので通知いたします。

**1 市職員雇用費中の賞与分の支給対象となる休憩休息保育士、年休代替保育士、看護師、
調理員及び栄養士の配置人数の換算方法について**

市職員雇用費中の休憩休息保育士と年休代替保育士の配置人数については、前述の3月22日付け通知により、今年度においても、その他国基準等保育士の配置人数分に限り、非常勤保育士の月120時間での常勤換算のほか、保育補助の保育士への読み替えをできることとしたところです。

この考え方は、基本的に休憩休息保育士、年休代替保育士雇用費の毎月の給与分の配置人数の換算において適用となるのですが、賞与分の配置人数の換算においては、別途、賞与の支給内容（月数・金額等）が、常勤職員の4分の3以上であること（上期・下期に相応の賞与支給があれば支給月は問わない。ただし、新規採用職員等で賞与支給が下期からとなる場合は6月の賞与分は支給対象外。）が要件となるため、原則、常勤職員及び常勤扱いとなる非常勤職員（1日の勤務時間が6時間以上かつ月の勤務日数が、20日（週の勤務日数が5日）以上の者）の保育士及び保育補助から、要件に該当するものを換算できるものとし、常勤扱いとならない非常勤職員の常勤換算分については、賞与分の人数換算には入れられないものとします。

なお、看護師、調理員及び栄養士についても、同様に、常勤職員及び常勤扱いとなる非常勤職員から、要件に該当するものを換算するものとします。

また、賞与分の配置人数の換算においても、条例上の保育士及びその他国基準等保育士の配置が基本的には優先されるところですが、その他国基準等保育士のうちの主任保育士専任加算又は市主任保育士専任加算の代替保育士分に限り、賞与換算されているものではないため、休憩休息保育士、年休代替保育士の配置人数に優先して振り分けができるものとします。ただし、その振り分けは、休憩休息保育士、年休代替保育士の給与分の配置がない分までを配置できるものではないので、御注意ください。

さらに、市職員雇用費の賞与分の支給については、6月と12月の各初日に雇用されていることが条件となりますが、各初日のみの意図的な配置とならないよう、併せて、前又は後1か月超の配置があることが支給要件となります。なお、その際、例えば4月1日から6月上旬まで1か月超の在籍があり、6月中旬から別園に異動となる者に対し、賞与支給がある場合には、6月の賞与分の支給対象とはなるものの、給与分の支給対象とはならず、この限りにおいて、賞与分と給与分の配置人数の逆転が生じ得るので、御留意ください。

加えて、6月と12月の各初日において、産休（無給）の者であっても、他の常勤職員の4分の3以上の賞与支給がある場合には、6月と12月の各賞与分の支給対象となるものの、給与分の支給対象とはならず、この場合においても、賞与分と給与分の配置人数の逆転が生じ得るので、併せて御留意ください。

2 その他6月請求にあたっての留意事項について

5月請求におきましては、平成27年度分の最後の追加請求に注力するため、4月の追加分の支払いは原則行わず、6月に先送りとさせていただいたところです。つきましては、未払いとなっていた4月追加分について、6月からは通常どおり5月の追加分と併せてお支払をするようにしたいと思いますので、4月当初分で誤りが多くあった以下の点に留意いただき、御請求いただきますようお願いいたします。

- ①児童の生年を誤って入力したため、クラス年齢が誤って計算されているもの。各児童について正しいクラス年齢で計算が行われているか再度御確認ください。
- ②昨年度途中入所により共済掛金の除外フラグが付いている者で、4月から当該児童について履歴追加をしなかったことにより、共済掛金が未請求となっているもの。4月請求において共済掛金が未請求となっている者がいないか御確認ください。
- ③昨年度の障害児認定と療育支援加算認定がそのままとなっており、4月以降も誤って請求がされてしまっているもの。川崎市では障害児保育費と療育支援加算の認定は年度でクリアされる仕組みとなっています。誤請求がないか再度御確認ください。
- ④昨年度、障害児認定により、国の主任保育士専任加算が認定されたようになった施設で、4月以降も誤ってそのままの請求がなされているもの。③と同じく障害児認定が年度でクリアされることにより、国の主任保育士専任加算は適用対象外となります。開設年度、0歳児受入の有無、定員規模によって、別途市の主任保育士専任加算の適用対象となるかどうかが分かれますので、適正な請求をお願いいたします
なお、6月請求に先立って、5月26日より請求ソフトの自動アップデートがされており、別添「平成28年6月の請求・支払スケジュール」のとおり先行受付が開始となっておりますので、御確認ください。

(調整第1係・第2係 担当)

電話 044-200-2662

044-200-3709